

一般拠出金とは

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主のみなさんにご負担いただくものです。

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため、石綿健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととしています。

※ 特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。

「一般拠出金」の納付は労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

※ 「一般拠出金」には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。

料率は業種を問わず、一律 1000 分の 0.05 です。メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。